

## I 滋賀県感染症発生動向調査事業の概要

### 1. 事業目的

滋賀県感染症発生動向調査事業は、平成11年(1999年)4月施行の「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律(以下、感染症法という)」に基づいて、感染症の発生状況を把握、分析し、情報提供することにより、感染症の発生およびまん延を防止することを目的として、滋賀県によって実施している事業である。

### 2. 滋賀県感染症情報センター

感染症発生動向調査事業の中心的な役割を担うものとして衛生科学センターに感染症情報センターを設置している。感染症情報センターでは、感染症法の対象疾患に関する情報を迅速に収集、分析、提供・公開している。

### 3. 情報の収集

患者情報および病原体情報を収集している。

#### (1) 患者情報(表1)

対象疾患は一～五類感染症に分類され、一～四類感染症は全数把握対象疾患、五類感染症には全数把握対象疾患および指定医療機関(小児科定点、内科定点、眼科定点および基幹定点)から届出される定点把握対象疾患がある。指定医療機関(定点)は、インフルエンザ定点53カ所(内科および小児科)、小児科定点32カ所(インフルエンザ定点も兼ねる)、眼科定点8カ所、性感染症定点9カ所(皮膚科、泌尿器科および婦人科)、基幹定点7カ所(内科と小児科を有する300床以上の病院)および疑似症定点40カ所が指定されている(図1および表2)。

#### (2) 病原体情報

病原体情報は、病原体定点(患者定点から選定されたインフルエンザ定点5、小児科定点4、眼科定点1、性感染症定点1および基幹定点7)および協力医療機関3(滋賀県ウイルス感染症実態調査実施要領に基づいて同意の得られた医療機関)から提供されるインフルエンザ、咽頭結膜熱、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、急性脳炎等の五類感染症と診断された検体のウイルス検査および結核、赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症等の二類・三類感染症から分離された菌株の検査を衛生科学センター微生物担当において実施している(図2)。

### 4. 報告

収集した患者情報および病原体情報は病原体情報オンラインシステム(NESID)により国立感染症研究所感染症疫学センターに報告している(図2)。

### 5. 情報の分析・提供・公開

これら収集した県内の情報は、全国の情報(国立感染症研究所感染症疫学センターから還元)と合わせて解析し、滋賀県感染症情報(SIDR)の週報または月報として、県内の医療機関・市町・教育委員会等の関係機関に提供している。また、これらの情報はホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/ef45/kansen-c/index.html>)で公開している。

### 6. 感染症法等改正による平成25年の対象感染症の変更

平成25年は、四類感染症に重症熱性血小板減少症候群(3月)、5類感染症に侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症の3疾患(4月)が追加指定された。また、指定感染症として鳥インフルエンザ(H7N9)(5月)が全数把握対象疾患、ロタウイルスによる感染性胃腸炎(10月)が定点把握疾患に追加された。髄膜炎菌性髄膜炎は、五類全数把握対象疾患から除外された。

7. 本事業報告書の主な変更点

- (1) 本事業報告書を印刷および製本せずにホームページのみで提供
- (2) 調査結果概要（本文および表）の項を追加
- (3) 発生動向を評価するための情報を追加
  - ア 過去5年間の発生動向と比較できるデータおよび図表を滋賀県および保健所毎に追加
  - イ 昨年との比較結果を追加
  - ウ 全数把握疾患の人口当たり症例数の追加（滋賀県、保健所毎）
- (4) 結核の詳細情報を削除

表 1. 感染症発生動向調査事業の概要

類型	届出機関 (定点数)	対象疾患 (各番号は感染症法に基づく)	届出時期	届出頻度	情報提供
一類	全数 把握疾患	全ての医療機関	(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病および(7)ラッサ熱		
二類	全数 把握疾患	全ての医療機関	(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリアおよび(11)重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) (12)鳥インフルエンザ (H5N1)		
三類	全数 把握疾患	全ての医療機関	(13)コレラ、(14)細菌性赤痢、(15)腸管出血性大腸菌感染症、(16)腸チフス、(17)パラチフス		
四類	全数 把握疾患	全ての医療機関	(18)E型肝炎、(19)ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)、(20)A型肝炎、(21)エキノコックス症、(22)黄熱、(23)オウム病、(24)オムスク出血熱、(25)回帰熱、(26)キャサスル森林病、(27)Q熱、(28)狂犬病、(29)コクシジオイデス症、(30)サル痘、(31)重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る。) (32)腎症候性出血熱、(33)西部ウマ脳炎、(34)ダニ媒介脳炎、(35)炭疽、(36)チクングニア熱、(37)つつが虫病、(38)デング熱、(39)東部ウマ脳炎、(40)鳥インフルエンザ (H5N1およびH7N9を除く)、(41)ニバウイルス感染症、(42)日本紅斑熱、(43)日本脳炎、(44)ハンタウイルス肺症候群、(45)Bウイルス病、(46)鼻疽、(47)ブルセラ症、(48)ベネズエラウマ脳炎、(49)ヘンドラウイルス感染症、(50)発しんチフス、(51)ボツリヌス症、(52)マラリア、(53)野兔病、(54)ライム病、(55)リッサウイルス感染症、(56)リフトバレー熱、(57)類鼻疽、(58)レジオネラ症、(59)レプトスピラ症、(60)ロッキー山紅斑熱	診断後 ただちに届出	診断時  週報
	全数 把握疾患	全ての医療機関	(61)アメーバ赤痢、(62)ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)、(63)急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ脳炎およびリフトバレー熱を除く)、(64)クリプトスポリジウム症、(65)クロイツフェルト・ヤコブ病、(66)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(67)後天性免疫不全症候群、(68)ジアルジア症、(69)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(70)侵襲性髄膜炎菌感染症、(71)侵襲性肺炎球菌感染症、(72)先天性風しん症候群、(73)梅毒、(74)破傷風、(75)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(76)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(77)風しん、(78)麻しん	診断後 7日以内に届出	
五類	小児科定点 (32)	(79)RSウイルス感染症、(80)咽頭結膜熱、(81)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(82)感染性胃腸炎、(83)水痘、(84)手足口病、(85)伝染性紅斑、(86)突発性発しん、(87)百日咳、(88)ヘルパンギーナ、(89)流行性耳下腺炎	翌週の月曜日に 届出	1回/週	
	インフルエンザ定点 (53)	(90)インフルエンザ			
	眼科定点 (8)	(91)急性出血性結膜炎、(92)流行性角結膜炎			
	STD定点 (9)	(93)性器クラミジア感染症、(94)性器ヘルペスウイルス感染症、(95)尖圭コンジローマ、(96)淋菌感染症	翌月の初日に 届出	1回/月	月報
	基幹定点(9) 入院患者のみ対象	(97)クラミジア肺炎、(98)細菌性髄膜炎、(100)マイコプラズマ肺炎、(101)無菌性髄膜炎、(82)のうち病原体がロタウイルスであるもの	翌週の月曜日に 届出	1回/週	週報
		(99)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(102)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(103)薬剤耐性アシネトバクター感染症、(104)薬剤耐性緑膿菌感染症	翌月の初日に 届出	1回/月	月報
新型インフルエンザ等感染症	全数 把握疾患	全ての医療機関	(105)新型インフルエンザ、(106)再興型インフルエンザ	診断後 ただちに届出	診断時 週報
指定感染症	同上	全ての医療機関	(107)鳥インフルエンザ(H7N9)		

図1. 保健所管轄地域

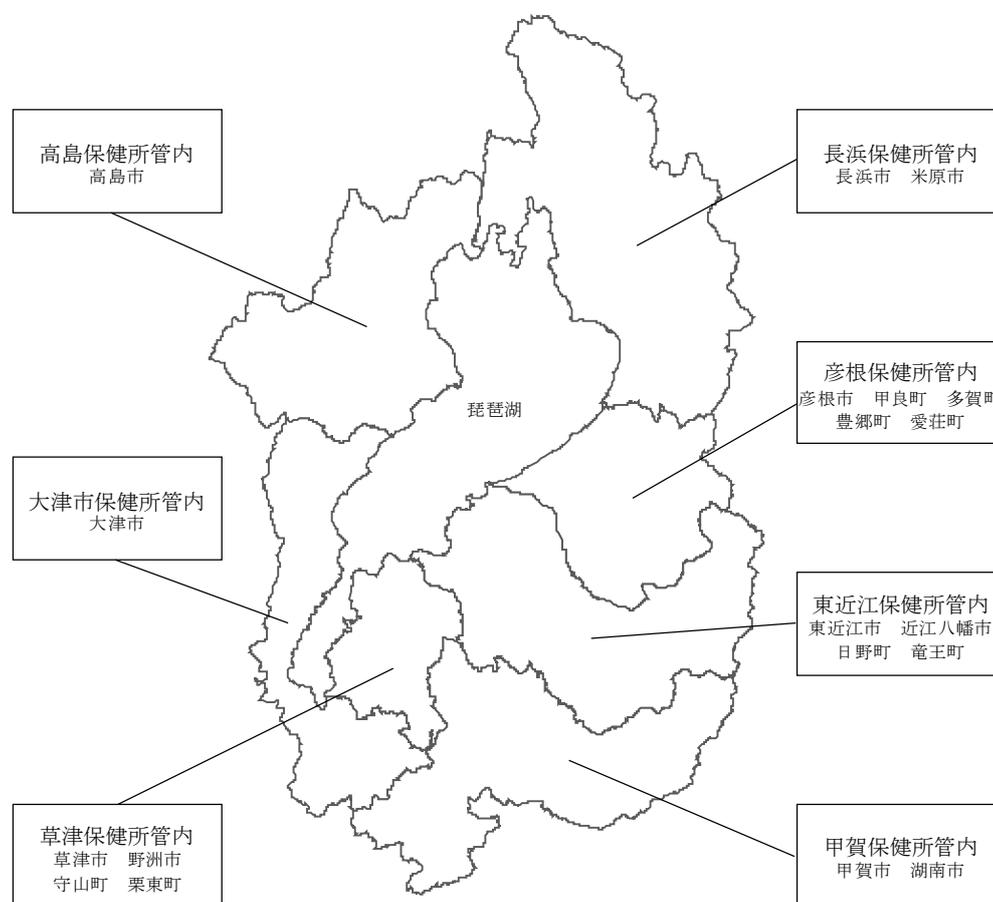


表2. 保健所管轄の定点数

定点区分	インフルエンザ	小児科	眼科	性感染症	基幹定点
大津市保健所	11(1)	7(1)	2(1)	3(1)	1(1)
草津保健所	10(1)	5(0)	1(0)	2(0)	1(1)
甲賀保健所	7(0)	4(0)	1(0)	1(0)	1(1)
東近江保健所	8(1)	5(1)	1(0)	1(0)	1(1)
彦根保健所	7(0)	4(0)	1(0)	1(0)	1(1)
長浜保健所	7(1)	4(1)	1(0)	1(0)	1(1)
高島保健所	3(1)	2(1)	1(0)	0(0)	1(1)
合計	53(5)	32(4)	8(1)	9(1)	7(7)

( ) は病原体定点数

図 2. 滋賀県感染症発生動向調査事業の情報の流れ

